

綾川町

農業委員会だより

第 13 号

平成31年 3 月

発 行

綾川町農業委員会

TEL 087-876-5283

も

農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介します..... 2

く

綾川町農業委員・推進委員担当地区について..... 3

農地の貸借には香川県農地機構を活用しましょう！..... 4

じ

農用地の有効利用を進めましょう。..... 5

農地の転用には許可が必要です！..... 6

農業委員会による食育活動..... 7

公社は、遊休農地対策に取り組んでいます。..... 7

農業者年金に加入しましょう！..... 8

陶

滝川 廣男
陶(庄屋西)福家 功
陶(中原)細谷 美一
陶(西村東)三好 満
畑田(後久)三好 光春
畑田(中植西)会長職務代理者
石丸 俊一
千疋(大谷上)

昭和

農業委員を
紹介します。

農業委員は地域農業者の代表で、農地等に関するよき相談相手です。何なりと地元の農業委員にご相談下さい。現在の農業委員の任期は、平成33年7月19日までです。

羽 床

佐藤 裕子
羽床下(大坪)谷本 利信
羽床下(大坪)藤重 英子
萱原(上西下)本井 伸一
滝宮(北小路東)大野 翔平
萱原井上 博司
北(御山)

滝 宮

羽床上・牛川

西 分

東 分

山 田

粉 所

松本 文男
羽床上(田中浦)笹川 武義
西分(浦田東)森 健人
山下渡辺 玲子
山田下(内間)藤滝 健造
山田下(城山)川西 正廣
山田上(宮地下)会長
中添 文彦
粉所東(相津)

陶

昭和

推進委員を
紹介します。

農地利用最適化推進委員は、農業委員と連携して、担当区域において、農地等の利用の最適化(①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進)の推進を図るための現場活動を行っています。

羽 床

滝 宮

福家 重夫
陶大芝 博信
陶浮田 洋史
畑田富野 正行
畑田横田 節夫
千疋植田 明美
千疋原 拓也
陶福家 棟貴
陶長尾 芳則
羽床下宮本 清信
小野丸尾 説男
滝宮宇良 健一
萱原・北

羽 床 上

西 分

東 分

山 田

粉 所

河田 紀雄
牛川長尾 清
羽床上岡田 行夫
西分長川 富雄
東分橋川 正廣
山田下山口 守
山田上石丸 勝彦
粉所山地 康弘
粉所

綾川町農業委員・推進委員担当地区

(平成33年7月19日まで)

地区	氏 名		担 当 地 区 (小 字 名)							
	農業委員	推進委員								
昭	石丸 俊一	植田 明美	矢坪原	矢坪	下大谷	猫谷	国ヶ坪	六反地原	土橋竹谷	中大谷
			上大谷	貝ノ谷	露口	柿木原	蔵下	堀切	北谷	札幌西原
		横田 節夫	上千疋西原	上千疋東原	小屋谷	不馬入	常行池			
			中原	落合	川北	東富川	西富川	北原	西遠田	東遠田
和	三好 光春	富野 正行	北尾	西谷	山原	羽間	西原	中植	中筋	永谷
			実光	下井	大皿	徳田上	南原			
	三好 満	浮田 洋史	奈良須	茶円原	向山	南谷	生子	徳田下	森兼	本村
			川向	泉田井	藤原岡	後久				
陶	細谷 美一	大芝 博信	新開	南馬酔木	寄町	北森末	南森末	平松	重清	原田
			国吉	田所	辰巳					
		福家 重夫	有信下	向原上	向原北	団子出	下向原	中尾	大坪	上ノ原
			東飼野	西飼野	井上	有信上				
	福家 棟貴	下大橋	西村北	定兼	營境					
		東原	中原	日原	北内	川北東	宮薮	田池	道南	
	福家 功	大芝 博信	道端	宮前	上ノ坊	澁市				
		福家 棟貴	三陶	川北西	十瓶山	山原				
滝川 廣男	原 拓也	内間	庄屋	猿王西	猿王東	丸山	北山田西	北山田東	鷲尾山	
		九十原								
滝	井上 博司	宇良 健一	武徳	北川西	北川中	北川東	有岡	前川原西	前川原東	大山
			上ノ原	道北	下川原	井手下西	井手下東	井手上	俵百	本村北
	大野 翔平	丸尾 説男	本村西	本村東	本村中	上川原	菊楽	鞍掛		
			北	下所	南	陶畑(陶)				
宮	本井 伸一	丸尾 説男	川西(陶)	堂床	丸山	松崎上	松崎下	小田原木	大喜来	藤尾
			横山	中原	川西	西山	宮ノ北	鴻巣	滝	原井田
	藤重 英子		東田井	大池原	南原	菰池原	岡ノ御堂	岡田井	山田	
			菅原地区							
羽床	谷本 利信	宮本 清信	横山	松谷	福向	山間	白梅	浦山	津頭	脇
			脇	堤下	原	川下中	山添	井手下	井手上	城下
	佐藤 裕子	長尾 芳則	東谷	奥谷	大林	川原谷	平芝	川津	長利	清永
			石内	丸川	大谷	湯船	羽床地区			
粉所	中添 文彦	山地 康弘	峯ヶ内	西峯	北山	西山	竹本	東竹本	西川北	東川北
			北横谷	南横谷	東本谷	西本谷	東下和田	西下和田	美和田	平田
			東仲和田	林ヶ谷	岡	大原	向原	国時	宮地	西田万
			田万	井手上	東朽木	朽木	森清	西朽木	池ノ奥	一ツ橋
		石丸 勝彦	西田尾	西本谷	相口始	美之谷	相口	柿佐古	西始	
			庄坂	日慎	山神	白土	坂川	砂田	小屋谷	堂免
			田尾	小谷	若狭	木戸浦	長相	桜谷	上王地	諏訪成
			北地	西小野	東小野	南小野	慎原谷	萩ノ谷	下田井	笹谷
	樽谷		永富	貞重	横谷	浦谷	信常	岡田井	北小野	
	上地頭		下地頭	深田	上新名	信ヶ原	宮谷	桑内	北桑内	
	新名尾		サス谷	赤羽	菅之道上	立石	向山	小丸	新名	
	廻当		唐戸谷	川成	林境	木地伐	笹ノ丸	影	大下	
	川西 正廣	山口 守	龍頭谷	藤川	高山	獅子鼻	動割谷	山犬谷	末子所	西ノ谷
			一ノ谷	孫浦	宮下	日浦	弘法			
			鎌手	中鎌手	上鎌手	岡の坊	寺の内	遠郷	遠郷上	清成下
			清成上	柳谷	正末	川北	俊則	市谷	田項	栗原
藤滝 建造		橋川 正廣	青谷	栗原上						
			阿部	鷲安	山王	松熊	正司	天神	内又	北代
			久保	内間	秋野	箱谷	四十八	高鷲	慎田	城山
			藏廻	市場	北山	末則	桜本	池田	長田	才谷
渡辺 玲子		山田地区								
東分	森 健人	長川 富雄	門定	奥谷	奥谷下所	大山田	国弘	大山田下所	国弘中所	国弘下所
			上佐古	菖蒲	菖蒲中所	四歩市	高岡	友行	土井	土井上
			末国	祐久	宮地	友定	石原	谷々	萩戸	角尾
			高山	矢谷	慎谷	九十谷	西長柄	東長柄	大峯谷	東山
西分	笹川 武義	岡田 行夫	大峯上							
			高尾	粟地	境場	小川	大峯	古畑	西常清	常清
			浦田	梶羽	向山	松本	北谷	浦田中所	権田谷	畦浦
			石浦	楠東谷	楠西谷	青井谷	下青井谷	正五郎	土井原	
			池浦	堂谷	東浦谷	牟礼	菰池	大行	堀岡	千行
			公議谷	谷奥	松尾	大相	横倉	東開	岩下	西開
羽床上牛川	松本 文男	長尾 清	西谷	青浦	岩角	角ヶ内	山の上	大小屋	曲木	本曲木
			牛之子堂	宮前	猪尾	西行道	大空	行道	藤川	
			大柳	井手下	川原	戸塩	道東	是清	矢谷	道西
		河田 紀雄	池谷	助真	今滝	梅樹	西口	足原	為成	畑小尻
			百浦	大谷	兜	長谷	安帽子			
			宗戸	横井	川原	天尾	大塚	泉谷	内間	野岡
			坂脇	辰口	小原	長谷	小松	大星	信谷	室上
			室中	大谷	萩尾					

農地の貸借には 香川県農地機構 を活用しましょう！

農地貸借の仕組み

香川県農地機構が、離農者や規模縮小農家等から農地を借り受け、規模拡大、新規就農等のために借受けを希望している者に貸し付けます。



- 県農業経営課 (087-832-3408)
- 綾川町農業委員会 (087-876-5283)
- (公財)香川県農地機構 (087-831-3211)

香川県農地機構を通じて貸借を行った場合、「受け手」、「出し手」に支援があります。

農地の受け手に対する支援

支援事業名等	助成対象	助成内容	助成要件
農地集積補助金	認定農業者、認定新規就農者、集落営農法人	20,000円／10a (集積後の経営耕地面積が20haを超える場合は、10,000円／10a)	新たな貸付けであることなど
農地集積設備導入支援事業	認定農業者(集落営農法人含む)、新規就農者	事業費の1／3以内 (上限100万円)	ビニールハウス、トラクターのアタッチメント、複数年使用可能な資材等

農地の出し手に対する支援

支援事業名等	助成対象	助成内容	助成要件
地域集積協力金	機構にまとめた農地を貸し付ける集落等の地域(農業振興地域内)	地域内農地のうち、機構への貸付割合に応じた協力金を交付	人・農地プランの作成エリアに限定など
経営転換協力金	経営転換や離農により機構に農地を貸し付ける農業者等	機構へ貸し付ける農地面積に応じた協力金を交付	出し手が1年以上前から自ら所有権等に基づき耕作していること 貸付期間が10年以上で、受け手に当該農地を貸し付けることなど

国の予算の状況により単価を調整する場合がありますので、詳しくは香川県農地機構までお問合せください

農家のみなさん、『集落営農』を考えてみませんか？

『集落営農』とは、集落みんなの話し合い、協力のもと、安心して暮らしていくことのできる農村集落の仕組みをつくることです。個人で解決が困難な問題は、地域で解決するしかありません。機械代が高くて、新しい機械の更新ができないという農家のかた、いつまで続けられるかわからないという農家のかた、先祖伝来の農地を荒らさずに守りたいという農家のかた、この機会に『集落営農』を考えてみませんか？なんでもかまいませんので、ご相談のあるかたは、農業委員会（876-5283）までご連絡ください。

農地の有効利用を進めましょう。

利用権設定

農地の貸し借りは、農業委員会へ利用権設定に関する書類を提出し、議決を得ることが必要です。

▶利用権設定とは

農地を貸したいという農家と、農業経営規模の拡大を図りたいという農業者との間で、農地の貸借の権利を設定し、農地の有効利用と農業の振興を図ることを目的としています。

▶利用権設定なら

◎貸し手のメリット

- 1、貸した農地は、契約期間が終了すれば、離作料を支払うことなく返ってきます。
- 2、利用権を再設定すれば、また貸すことができます。

◎借り手のメリット

- 1、借りている間は安心して耕作ができます。
- 2、農業経営の規模拡大が図れます。

▶借り手の条件

- 利用権設定をする農地を含めて、農業を営んでいる面積が下限面積（4,000㎡）を超えること。
- 借りる農地を効率的に利用して耕作を行うこと。

■賃借料や貸借期間などは相互の相談で決めてください。（[賃借料情報](#)を掲載してますので、参考にしてください。）無料で貸す使用貸借権の設定も可能です。

《平成30年 農地の賃借料情報》

平成30年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。農地の賃借料を決める際の参考としてご利用下さい。

公告された地域名		平均額	最高額	最低額	データ数	備考
綾上地区	未整備地	5,228円	9,000円	2,000円	25	
	基盤整備地	12,127円	14,000円	5,000円	55	
綾南地区	未整備地	5,502円	20,000円	5,000円	101	
	基盤整備地	11,871円	16,000円	5,000円	31	
綾川町平均（未整備地）		5,448円			126	
綾川町平均（基盤整備地）		12,035円			86	

借り手農家には助成金があります。

ただし、賃借料が5,000円／10a以上または、米30kg／10a以上で設定されている場合に限りです。

①綾川町農地流動化促進特別対策事業	
3年以上の利用権設定	15,000円／10a
6年以上の利用権設定	30,000円／10a
10年以上の利用権設定	50,000円／10a
②綾川町条件不利地特別対策事業	
3年以上の賃借権が設定され、中山間直接支払い制度の補助金を受けず、面積が1,000㎡未満の農地を借受けた者	30,000円／10a
③綾川町遊休農地解消対策事業	
遊休農地を3年以上借受け又は取得し、遊休農地を解消した者	30,000円／10a

※賃貸借期間の途中で解約する場合には、助成金の返還を求めることがあります。

農地の転用には県知事の許可が必要です！

農地を宅地や道路、山林、資材置場、駐車場などの用地にすることです。
一時的に農地を農地以外の用途に利用する場合も許可が必要です。

農地法第4条申請

農地の所有者自らが転用を行う場合です。

農地法第5条申請

他人の農地を転用する場合です。

《許可申請の手続きはどうするの？》

- ★ 転用申請の手続きについては、農業委員会へ事前に相談してください。
- ★ 農業委員会に申請書を提出しますと、委員会は書類審査と現地調査を行い、農業委員会総会で意見を決定し、意見書を附して県知事に進達します。その後県知事が許可をすれば申請人に許可書を発行します。
- ★ 農業委員会への申請書の提出締め切り日は、毎月5日、例外として、12月分は、11月30日です。いずれも締め切り日が土、日、祝日の場合はその前の開庁日となります。

現地在農用地（農振地域）の場合、まず①の 農振除外手続 から申請します。

①農振除外

農用地利用計画変更申出書を町に提出して行います。

ただし、申出書の提出前に、所有地一覧表を作って、事前協議が必要です。

農家に係る申出（農家住宅や分家住宅の転用）については、偶数月に受付します。

事業関連の申出については、年間で3回（4月、8月、12月）受け付けます。

下表は、農振除外の申出を経て、転用申請までの流れを示しています。

平成30年度（事業関連：年3回、農家関連：偶数月→年6回）

農振除外	町受付	農振県受付	転用町受付	転用県受付
農家（事業）	4 月	5 月	6 月	7 月
農家	6 月	7 月	8 月	9 月
農家（事業）	8 月	9 月	10 月	11 月
農家	10 月	11 月	12 月	1 月
農家（事業）	12 月	1 月	2 月	3 月
農家	2 月	3 月	4 月	5 月

②農地転用

農用地の場合は、農振除外後、または農用地区域でない農地の場合は、“農地転用”の申請をしなくてはなりません。

このように、農振除外や転用許可を経て、農地の用途を変更することができます。

農地の無断転用には、厳しい罰則があります！

- ★ 無断転用には、県知事が工事等を中止させ原状回復命令を出す事が出来ます。これに従わない場合には、

最高3年以下
の懲役

又は

300万円
以下の罰金

に処せられます。

農地の適正な管理について

農業委員会では、遊休農地の把握や違反転用防止のため毎年8月頃に農地調査を行っています。適正な管理を怠ると、雑草の繁茂や害虫の発生を招き、火災など防災上の危険もあり、周辺住民や隣接の耕作者の迷惑となりますので、適正な管理をお願いします。

また、再生可能な遊休農地に見受けられた場合は利用意向調査を行っています。場合によっては、課税強化が行われる可能性があります。

農業委員会による食育活動

平成30年9月12日綾川町立滝宮小学校で食育活動の一環として料理教室が開かれ、同小学校5年生の55人の児童が参加しました。また、翌13日には、綾上小学校2年生の28人が参加しました。

この活動は、平成23年から農業や綾川町産の野菜に興味を持ってもらおうと、町内の小学校を対象に女性農業委員が中心となって行っているものです。

当日、農業委員会の中添会長からは、農業と地産地消の大切さを話し、「綾川町内で採れた野菜や果物を使って、ピザを作ります。みんなで協力して頑張ってください」と挨拶。中添会長をはじめ、女性農業委員である佐藤委員、渡辺委員、藤重委員と、滝宮・綾上地区の農業委員、推進委員6名が手伝いを行いました。

“おいでまい”の米粉を使用したピザや、児童の育てたトマトやピーマンのほか、地元産の野菜を使って焼き上げました。デザートは、“さぬきひめ”で作った苺ミルクジュースや、“ピオーネ”を使ったブドウ大福も綾川町産のものを使用しました。



公社は、遊休農地対策に取り組んでいます。

【遊休農地の管理受託】

公社では、農業委員の方々が毎年実施している遊休農地調査を基に、「遊休農地を解消したいが、自分ではできない」という農家のかたの手助けをするために遊休農地などの維持管理作業を受託しています。

受託した農地は、モアテイラーによる雑草刈の後、「そば」、「菜種」等の栽培をして管理します。ただし、管理を受託する場合畦畔の草刈等の管理は所有者のかたにお願いをします。なお、農地に雑木が生えている場合や、公社所有の農業機械が進入不可能な場合は（道幅が2m未満の場合）受諾できないことがありますのでご了承ください。

また、管理料として年間1,000㎡あたり5,000円が必要です。

詳細についてお聞きになりたい方は地区農業委員さん、または、公社事務局まで申し出てください。



（モアテイラーによる雑草刈り）

【平成31年度遊休農地等対策事業の概要】

公社では、平成31年度も遊休農地等対策として、「そば」の作付け、及び地産地消の推進をしています。

（1）「そば」の作付け

公社と播種前に出荷契約を締結し、栽培すれば、下記①②の助成が受けられます。

①種子の無料配布

②収穫物を公社が全量買取

また、コンバインでの刈取りや公社への全作業委託も請け負っています。

（2）地産地消の推進

公社では、平成20年度から、農薬を使わずに栽培した「そば」、「菜種」を使って、そば粉の販売、しっぽくそばの販売、菜種油の学校給食への供給をしています。平成22年度から、白大豆栽培を行い、JA香川県綾歌南部地域女性部による豆腐の販売をしています。

管理受託した農地を有効に活用し、安心・安全な食料の供給に努めています。

なお、「そば粉」は、JAふれあいセンター綾南店及び道の駅滝宮で販売しています。また、「しっぽくそば」は、JAふれあいセンター綾南店で、12月～3月初旬の毎週日曜日に販売していますので、一度ご賞味下さい。



そばの花

しっぽくそば 小(1玉)	350円
しっぽくそば 大(2玉)	500円

※各種作業料金、その他については下記公社までお問い合わせください。

〒761-2392 綾川町滝宮299番地 綾川町役場経済課内
 有限会社 綾歌南部農業振興公社 TEL 087-876-9680
 FAX 087-876-3120

農業者年金の特徴

1 農業に従事されている方は広く加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方やパートなどで農業に従事されている方も加入できます。

家族一人ひとりの年金を! 今、女性の新規加入者が増えています



2 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます

保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。



3 税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%~30%程度が節税)。
- 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。

つまり生涯を通じて税制上の優遇措置があります



まだまだあります。こんな特長▼

4 少子高齢時代に強い年金。年金資産は安全性を重視して運用しています

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

5 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金としてお支払いします。

6 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額に見合う年金は、経営継承など一定の要件を満たせば特例付加年金として受給できます。また、経営継承の時期についての年齢制限はなく、事情に応じて受給の時期を決められます。

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<http://www.nounen.go.jp>



農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会か JA または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金

TEL : 03-3502-3199 (相談員) TEL : 03-3502-3942 (企画調整室)

